



令和6年度 入札・契約の対応方針
(業務)

令和6年4月
中国地方整備局
港湾空港部

★見直し又は新たな取組み

令和6年度 入札・契約の対応方針

◆プロポーザル方式及び総合評価落札方式における評価方法の改善に向けた取組み

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1.地域貢献度の評価【中国独自】 | p2 |
| 2.業務チャレンジ型の試行【中国独自】 | p3 |
| 3.企業の賃上げ表明への加点措置 | p4 |
| 4.産前産後休業及び育児休業取得に係る証明様式★ | p6 |
| (参考) 令和6年度 業務における入札契約方式の適用区分..... | p8 |
| (参考) その他の主な取組み | p9 |

継続

1. 地域貢献度の評価【中国独自】

◇経緯

- ・平成29年度より、総合評価落札方式において一般競争入札方式を全面導入したことから、企業に対しては「地域貢献度の評価の加点評価を行っていない状況。
- ・しかしながら、平成30年7月豪雨災害のような大規模災害では、地元調査測量業者又は建設コンサルタント業者による復旧支援活動は、被災地の復旧・復興に大きな役割を果たすことが期待される。
- ・このため、令和元年度より、一般競争入札総合評価落札方式の入札段階での評価において、企業に対する「地域貢献度」の評価を追加。

◇評価方法

- ・地域貢献度として、「公示日において有効な災害協定締結又は災害対策関係功労者表彰（港湾空港関係）〔過去3年間〕の実績の有無を加点評価。
- ・原則全ての測量・調査業務、並びに建設コンサルタント等業務のうち設計業務（施工検討業務を含む）を対象。

■評価対象

- ・中国地方整備局（港湾空港関係）との災害協定締結
- ・同災害協定に基づく活動実績により中国地方整備局長から表彰された実績

■実施状況（令和5年度）

評価項目		
企業	地域要件	地域貢献度

試行件数 : 41件
 加点者数 : 113社

競争参加者数 : 延べ130社
 平均加点率 : 86.9%

* 令和5年12月末までに契約した業務を対象

■確認の結果

- ・8割以上の加点率があり、災害時の地域貢献に対する誘導効果が期待できる。
- ・引き続き試行して実績を増やし、効果や課題を確認していく。

継続

2. 業務チャレンジ型の試行【中国独自】

◇背景

- 総合評価落札方式においては、過去の業務成績評定点や表彰実績の評価を通じて、適正な品質を確保していくことが重要である一方、競争性を確保していくため、受注実績の少ない企業の参加意欲を引き出せるよう、多様なタイプを採用していくことが重要。
- そのため、令和3年度から受注実績に基づく評価項目（過去の業務成績評定点や表彰実績）の配点割合を大幅に引き下げる「業務チャレンジ型」を試行。令和5年度からは、更に受注実績に基づく評価項目を設定せず試行を実施。

■実施状況

	建設コンサルタント等業務	測量・調査業務
令和4年度試行件数	2件	2件
競争参加申請者数	5社 (3社・2社)	11社 (5社・6社)
うち <u>成績評定点のない技術者による</u> 参加申請者数	0社	1社
うち <u>表彰実績のない技術者による</u> 参加申請者数	3社	11社
令和5年度試行件数(12月末迄)	1件	3件
競争参加申請者数	3社	15社 (6社・4社・5社)
うち <u>成績評定点のない技術者による</u> 参加申請者数	0社	3社
うち <u>表彰実績のない技術者による</u> 参加申請者数	3社	15社

■確認の結果

近年の同種業務においては新規の参加申請者はいない傾向だが、チャレンジ型試行業務においては、成績評定点のない技術者による参加申請もあり、令和6年度も引き続き試行してデータを蓄積し、効果を確認していく。

業務チャレンジ型における評価項目

評価項目		業務チャレンジ型
予定技術者の 経験及び能力	技術者資格	設定あり
	専門的な資格	設定あり
	同種／類似業務 の実績	設定あり※
	周辺地域における 業務実績	設定あり
	平均業務成績評 定点	設定しない
	表彰実績	設定しない
企業	災害協定の締結 等	設定あり
実施方針		設定あり
技術提案		設定あり

※対象期間は過去15年

継続

3. 企業の賃上げ表明への加点措置

◇経緯

- ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して技術評価点の加点を行う措置を令和4年4月1日以降に契約する業務について適用。（以下「本取組」という。）

◇評価方法

事業年度又は暦年において、対前年度比又は前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」（※）を所定率*以上増加させる旨を従業員に表明していること。 所定率*：【大企業】3%、【中小企業等】1.5%

（※）中小企業等については「給与総額」又は「給与等受給者一人当たりの平均受給額」のいずれかを採用することも可能とする

- ・上記「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出した入札者に対して加点（総合評価のタイプにより9～12点）。

◇賃上げ基準に達していない者のペナルティ

- ・本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、減点措置開始日から1年間に入札公示が行われる調達に参加する場合に本取組の加点措置以上(1点多い配点)の減点措置。(本取組を行う政府調達に対して同様の措置を適用。)

※賃上げ基準の達成については対象期間終了後3ヶ月以内に当該企業より報告を受け確認する。

■実施状況

	令和5年度 対象業務件数*	うち賃上げ加 点を受けた件数 (割合)
建設コンサルタント等業務	43件	40件 (93.0%)
測量・調査業務	21件	21件 (100%)



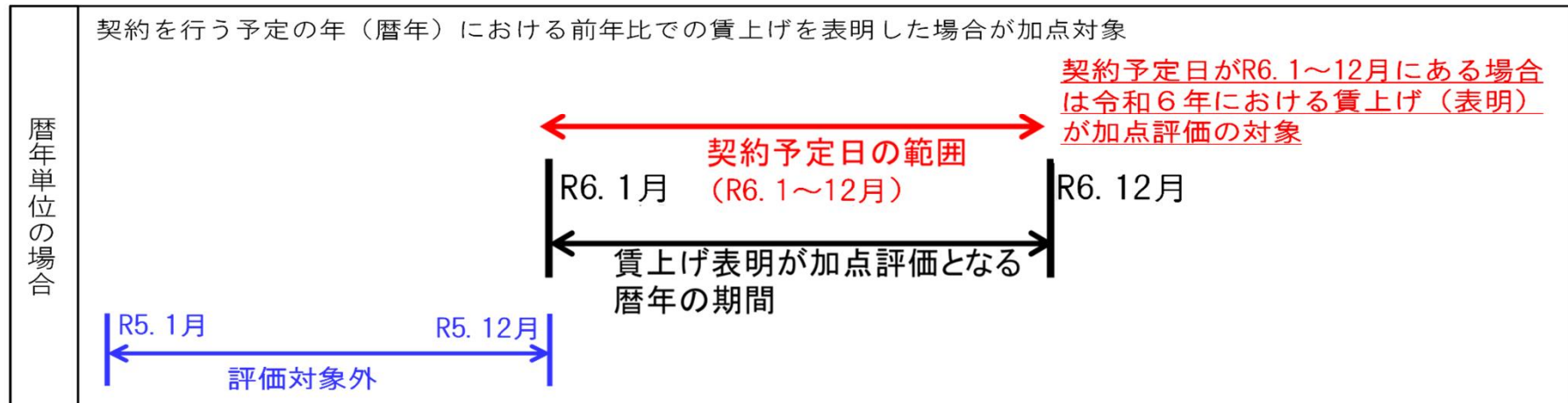
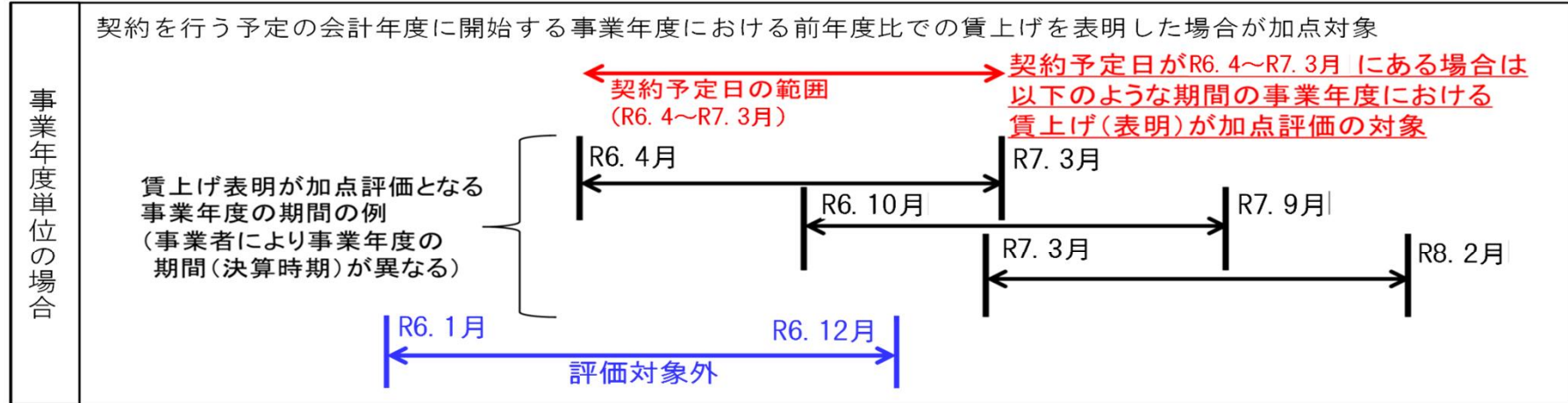
■確認の結果

大半の企業が賃上げ表明しており、引き続き取り組みを進め効果を確認する。

* 令和5年12月末までに契約した業務を対象

3. 賃上げ表明に係る注意事項

賃上げ表明書の評価（加点）を実施する適用期間について



【賃上げに関する参考資料】

・国土交通省賃上げQA

(<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001582892.pdf>)

4.産前産後休業及び育児休業取得に係る証明様式

新規

◇経緯

- ・参加申請する技術者が、評価対象期間に産休育休を取得している場合、産休育休期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。
- ・産休育休の期間を加える場合は、産休育休期間が確認できる資料の提出を求めており、様式として「産休育休取得証明」を作成しました。
- ・なお、本様式の提出に加え、産休育休取得日数分の追加期間内に完成した業務が評価対象であることが分かる資料についても提出が必要です。

産休育休取得の確認様式

様式-〇
令和 年 月 日(分任) 支出負担行為担当官
中国地方整備局
〇〇〇〇 殿住 所
会社名
代表者名

産前産後休業及び育児休業期間の証明について

下記のとおり、配置予定管理技術者（予定管理技術者）「〇〇 〇〇」が休業を取得したことを証明いたします。

記

休業種別	休業期間	休業日数
産前産後休業	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日	〇日
育児休業	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日	〇日

4.産前産後休業及び育児休業取得期間の評価の考え方

継続

産前産後休業及び育児休業(産体育休)に相当する期間について

【産体育休期間に相当する期間の評価の考え方】

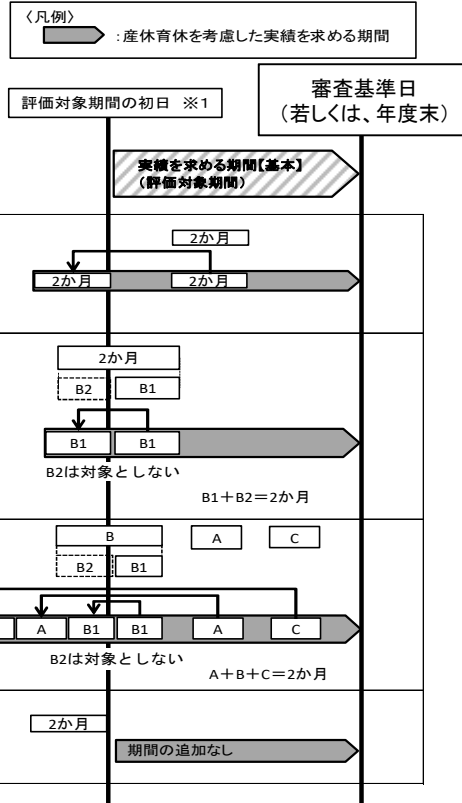
※1:評価対象期間の初日

評価対象項目	初日
業務の実績	平成26年4月1日
請負業務成績評定点の平均点	令和〇年〇月〇日 【R6.5.31までの公告:令和2年4月1日 R6.6.1以降の公告:令和3年4月1日】

(例)産体育休の期間が2か月の場合

1. 実績について

- (ケース①)
実績を求め期間内に産体育休(2か月)を取得していた場合
(対応①)
産体育休の期間(2か月)を実績を求め期間に加えることができる。ただし、加えた期間に完了検査が完了した業務を評価対象とする。
- (ケース②)
実績を求め期間をまたぎ、産体育休(2か月)を取得していた場合
(対応②)
実績を求め期間内に相当する期間のみ(B1)を加えることができる。ただし、産体育休開始日から実績を求め期間の初日までの間(B2)は、対象期間に加えることはできない。なお、加えた期間に完了検査が完了した業務を評価対象とする。
- (ケース③)
実績を求め期間内に(A)、(C)及び、期間をまたいだ(B)の産体育休を取得していた場合
(対応③)
(A)、(C)及び(B1)の合計を加えることができる。ただし、産体育休開始日から実績を求め期間の初日までの間(B2)は、対象期間に加えることはできない。なお、加えた期間に完了検査が完了した業務を評価対象とする。
- (ケース④)
実績を求め期間より前に、産体育休(2か月)を取得していた場合
(対応④)
実績を求め期間に加えることはできない。

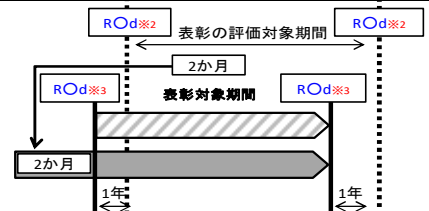


2. 成績について

- (ケース)
請負業務成績評定点の評価対象期間内に産体育休(2か月)を取得していた場合
(対応)
産体育休の期間(2か月)を評価対象期間に加えることができる。加えた期間に完了検査が完了した業務の成績点を評価対象期間の実績に含めて平均点を算出し、その平均点を評価対象とする。
注1) 期間の考え方は、1. 実績と同様である。

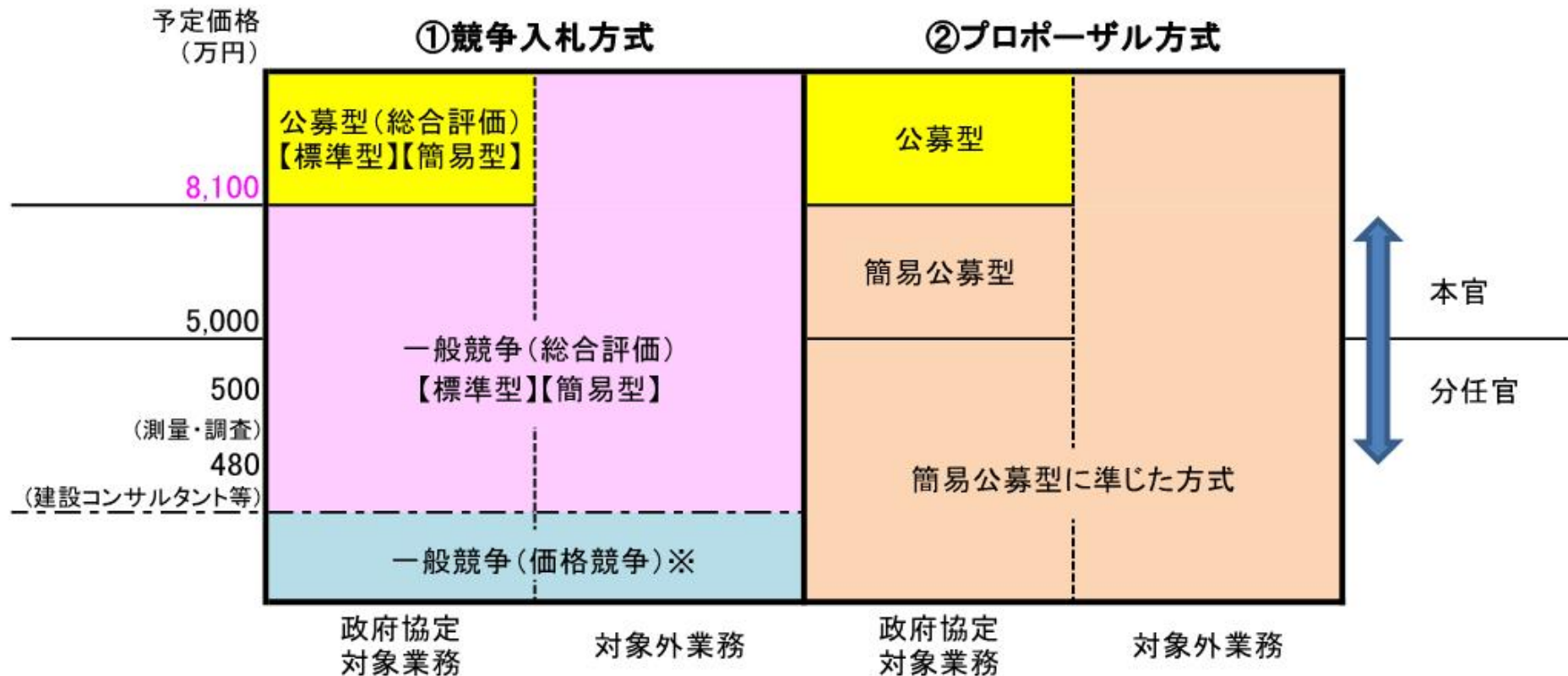
3. 表彰について

- (ケース)
表彰の評価対象期間内に産体育休(2か月)を取得していた場合
(対応)
産体育休の期間(2か月)を表彰対象期間に加えることができる。ただし、加えた期間に完了検査が完了した業務で、その業務が表彰されている場合に評価対象とする。
注2) 期間の考え方は、1. 実績と同様である。
注3) 表彰対象期間とは、表彰の評価対象期間に表彰された業務が完了した期間である。



※2: 表彰の評価対象期間
【R6.7.31までの公告: R3d~R5d
R6.8.1以降の公告: R4d~R6d】

※3: 表彰対象期間
【R6.7.31までの公告: R2d~R4d
R6.8.1以降の公告: R3d~R5d】



※一般競争(価格競争)の適用対象金額は目安であり、一般競争(総合評価)の適用を妨げるものではない。

○第三者照査の導入（平成21年度～）

・調査基準価格を下回る価格で契約を行う場合は、業務の品質確保を図ることを目的として第三者照査の実施を義務付ける。

○履行確実性評価の導入（平成24年度～）

・総合評価落札方式において実施する予定価格100万円を超える業務について、技術提案評価項目に「履行確実性」を加えて評価を行う。

○設計共同体の参入（総合評価落札方式：平成23年度～、プロポーザル方式：平成24年度～）

・業務の内容が高度化・複雑化し、技術力を結集して業務実施する範囲が広がっていることから、設計共同体の参加を認める。

○通常指名競争入札方式の原則廃止（平成26年度～）

・さらなる競争性の確保のため、通常指名競争方式を原則採用しないこととする。

○産休育休を取得しやすい環境整備（平成28年度～）

・産休育休を取得しやすい環境整備、女性の就業率向上及び継続就業支援を目的とし、産休育休に相当する期間を、評価対象期間に加えることが可能とする。

○競争入札方式の「一般競争入札方式」への移行【中国独自】（平成29年度～）

・全ての総合評価落札方式の業務について、原則「簡易公募型指名競争入札」から「一般競争」に移行。

○業務実績を証明する書類の簡素化（令和元年度～）

・業務実績情報システム（TECRIS）登録データによって、業務実績の確認に必要な全ての事項が確認できる場合、競争参加確認申請時等に業務実績を証明する書類の提出は不要とする。

○WLB等推進企業の評価（令和元年度～）

・建設コンサルタント業界全体でワークライフバランス（WLB）を推進するため、プロポーザル方式の選定段階での評価を対象に、WLBを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。また、令和4年度より新たな認定制度である「トライくるみん」を加点評価の対象に追加とする。

○選定段階省略型プロポーザル方式の試行【中国独自】（令和元年度～）

- ・参加表明書と技術提案書の同時提出とすることで「技術提案書提出者の選定段階」を省略することにより、業務の適性な履行期間の確保を図るとともに、手続日数の短縮（▲10～20日）、事務手続きの簡素化を図る「選定段階省略型プロポーザル方式」を試行的に導入。

○閲覧資料のデジタルデータによる提供（令和2年度～）

- ・全ての業務について、印刷物による閲覧に加え、デジタル情報による閲覧資料の提示を行う。

○総合評価落札方式（簡易型）の配点の見直し【中国独自】（令和2年度～）

- ・全ての総合評価落札方式（簡易型）について、入札段階における「配置予定管理技術者の経験及び能力」の2つの評価項目（①資格・実績等、②成績・表彰）の配点バランス（18:32）を、「25:25」とする。

○業務成績の算定対象に国総研を追加【中国独自】（令和2年度～）

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式による全ての業務を対象として、平均請負業務成績評定点の算定対象に、国土技術政策総合研究所（港湾空港関係）発注業務を追加。

○業務成績の算定対象に国総研を追加【中国独自】（令和2年度～）

- ・平均請負業務成績評定点のより公平な評価を行うため、プロポーザル方式及び総合評価落札方式による全ての業務を対象として、平均請負業務成績評定点の算定対象に、国土技術政策総合研究所（港湾空港関係）発注業務を追加。

○WEBヒアリングの原則化【中国独自】（令和3年度～）

- ・技術提案書提出者にとって、ヒアリングのための移動は時間的・費用的に負担となっていること、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としても有益であることから、働き方改革の推進の一環として、WEB会議システムを利用したオンラインでのヒアリングを原則実施。

○専門的な資格の評価の見直し【中国独自】（令和4年度～）

- ・資格要件として評価する技術者資格と専門的な資格について、これまでは評価対象の専門的な資格のみでの申請でも技術者資格と専門的な資格の両方で加算評価していたが、全国的な運用状況を踏まえ、同一資格のみでの申請については、専門的な資格の加算対象としないこととする。

○技術提案等の採点方法の見直し【中国独自】（令和4年度～）

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式における技術提案等の評価について、評価者3名の評価結果（素点）を平均（小数2位四捨五入で小数1位にまるめ）する方法とする。

○価格競争方式における若手技術者の登用促進（令和4年度～）

- ・若手技術者（40歳未満）の育成支援を目的として、経験が乏しい若手技術者を予定管理技術者として配置する場合に、経験の豊富な技術者（管理補助技術者）を担当技術者として配置することにより技術の伝承を図るための取組みを導入。

○業務成績の評価基準の見直し【中国独自】（令和5年度～）

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式による全ての業務を対象として、平均請負業務成績評定点の評価基準を見直し、65点以上72点未満の加点を取りやめ、72点以上80点未満について評価基準を2点刻みに細分化する。

○業務チャレンジ型の評価項目の見直し【中国独自】（令和5年度～）

- ・業務チャレンジ型を適用する案件において、過去の業務成績評定点及び表彰実績を評価項目から除外する。